

第182期 報告書

(2019年4月1日から2020年3月31日まで)



北越コーポレーション株式会社

証券コード：3865

グループ企業理念

私たちは人間本位の企業として、自然との共生のもと技術を高め
最高のものづくりによって、世界の人々の豊かな暮らしに貢献します。

グループ行動規範

1. 私たちは、法令等を遵守し、社会規範に沿った責任ある行動をとります。
2. 私たちは、環境保全に努め、社会・地域との共生を図ります。
3. 私たちは、人権を尊重し、安全で衛生的な働きやすい職場環境の確保に努めます。
4. 私たちは、誠実かつ公正な事業活動と適切な情報開示を行います。
5. 私たちは、会社の資産及び情報を適切に管理します。

目次

株主の皆様へ	1	■ 監査報告書	20
■ 事業報告	2	連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本	20
1 企業集団の現況に関する事項	2	会計監査人の監査報告書 謄本	22
2 会社の株式に関する重要な事項	12	監査役会の監査報告書 謄本	24
3 会社役員に関する事項	13	■ 株主メモ	
4 会計監査人の状況	15		
■ 連結計算書類	16		
連結貸借対照表	16		
連結損益計算書	17		
■ 個別計算書類	18		
貸借対照表	18		
損益計算書	19		

株主の皆様へ



新中期経営計画の達成を目指し、事業ポートフォリオを拡大します。

この度の新型コロナウイルス感染症により、お亡くなりになられた方々に謹んでお悔やみ申し上げますとともに、罹患された方々には心よりお見舞い申し上げます。

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当期における我が国経済は、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響などによる世界的な経済活動の急速な悪化により、厳しい事業環境となりました。国内紙パルプ産業においても、印刷・情報用紙の大幅な需要縮小は避けることが難しく減産等に対処せざるを得ない状況でありました。

このような事業環境の中、当社グループは、中期経営計画「V-DRIVE」を積極的に推進し、連結売上高は2,646億円、海外売上高比率は31%に達しました。また、段ボール原紙事業は、本年4月から営業生産を開始し、当社グループの新たな事業としてスタートいたしました。さらに、SDGsの課題の1つに掲げられている海洋プラスチック問題の対応として、環境に配慮した紙素材「パンセ」を開発するなど、事業活動を通じてSDGsに貢献しております。

当社グループは、本年4月より新たに長期経営ビジョン「Vision 2030」及びその達成に向けて「中期経営計画 2023」をスタートさせました。「中期経営計画 2023」では、事業ポートフォリオのシフト、海外事業拡充、国内事業強化、ガバナンス経営強化及びSDGs活動推進の5つの基本方針を柱とする経営施策を迅速かつ強力に推進することにより、更なる企業価値の向上を目指してまいります。

当社は、長期安定的な企業価値向上に向けた成長投資を継続するために、財務健全性、資本効率性、株主還元のバランスを鑑みた資本政策を実施し、安定かつ継続的な配当を行うことを「資本政策に関する基本的な方針」としております。この方針に基づき、株主の皆様への配当につきましては、当期の期末配当金として1株につき6円を本定時株主総会に上程させていただいております。本議案が承認可決されると、中間配当金6円とあわせた年間配当金は前期と同様1株につき12円となります。また、本年3月には株主還元の一策として自己株式の消却を実施し、株主価値の向上に努めております。

今後とも株主の皆様のご期待に応えるべく努力してまいりますので、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

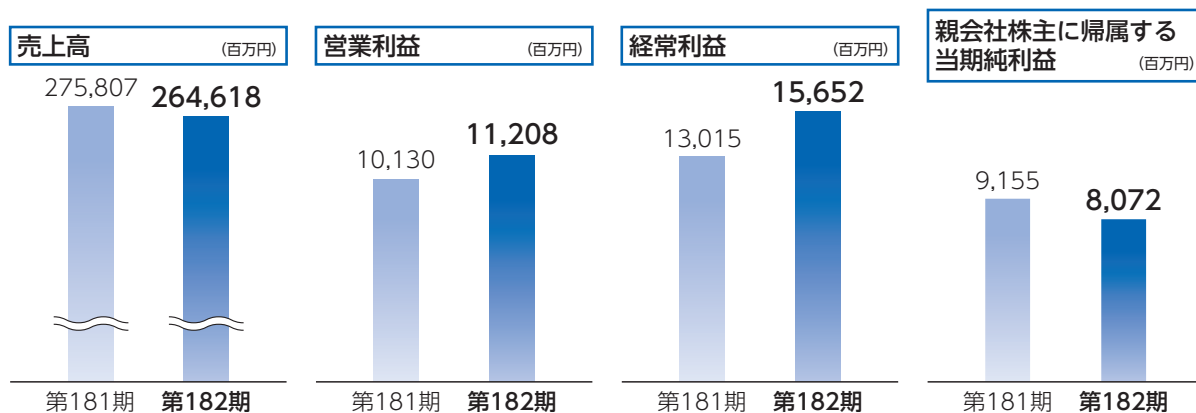
代表取締役社長CEO

岸本 哲夫

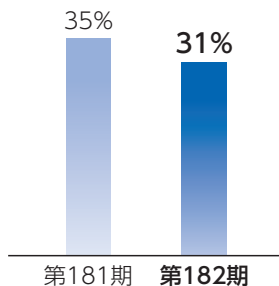
1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期の業績は、2019年1月より実施した洋紙の価格改定があったものの、国内需要の低迷及び海外における販売価格の低迷により減収となりました。損益面においては、洋紙の価格改定及び各種コストダウン効果等により、営業利益及び経常利益は増益となりました。一方で、親会社株主に帰属する当期純利益は、江門星輝造紙有限公司にて固定資産の減損損失を計上したこと等に伴い減益となりました。当社グループの当期における業績は以下のとおりです。



海外売上高比率 (%)



主なセグメント別の業績は、次のとおりです。

(紙パルプ事業)

	前期 (第181期)	当期 (第182期)	差異
売上高	248,253百万円	237,895百万円	△10,358百万円
営業利益	7,956百万円	9,321百万円	1,365百万円

紙パルプ事業につきましては、2019年1月より実施した洋紙の価格改定があったものの、国内需要の低迷及び海外における販売価格の低迷により減収となりました。損益面においては、洋紙の価格改定及び各種コストダウン効果等により増益となりました。

品種別には、洋紙につきましては、広告媒体及び通販カタログの電子化により需要は減少しているものの、2019年1月より価格改定を実施したことにより、国内につきましては、前年実績を上回りました。一方、輸出につきましては、米中貿易摩擦等の影響により前年実績を下回りました。

白板紙につきましては、特殊白板紙及びコート白ボールは、医薬向けについては堅調でしたが、化粧品や土産関連の分野でインバウンド需要の減少が大きく前年実績を下回りました。また、高級白板紙は、店頭POP用途、各種カード類及び出版表紙用途向けで低迷し、前年実績を下回りました。

特殊紙につきましては、機能紙分野において、電子部品搬送用のチップキャリアテープ原紙は米中貿易摩擦の影響により、また、空気清浄用フィルター等は輸出の受注減少により、前年実績を下回りました。ファンシーペーパー全般では需要減少に加えて一般紙へのグレードダウンが続いています。堅調に推移していた高級印刷用紙も苦戦が目立つようになりました。情報用紙では、通知用の圧着ハガキ用紙や帳票用途の減少及び電子媒体への移行が続き、前年実績を下回りました。

パルプにつきましては、米中貿易摩擦の影響で、パルプ価格が下落し、前年実績を下回りました。

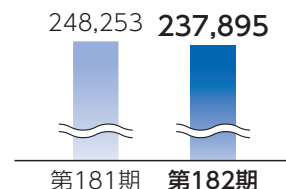
(パッケージング・紙加工事業)

	前期 (第181期)	当期 (第182期)	差異
売上高	19,192百万円	18,227百万円	△964百万円
営業利益	841百万円	418百万円	△423百万円

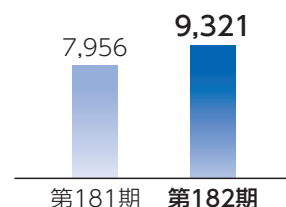
パッケージング・紙加工事業につきましては、液体容器の受注減少及びインバウンド需要の減少による化粧品用途の受注減少により、減収減益となりました。

(紙パルプ事業)

(売上高) (百万円)

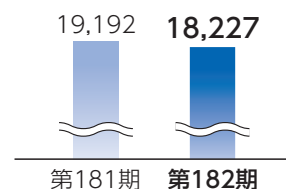


(営業利益) (百万円)

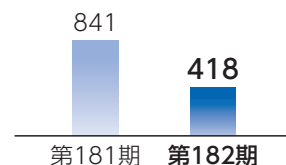


(パッケージング・紙加工事業)

(売上高) (百万円)



(営業利益) (百万円)



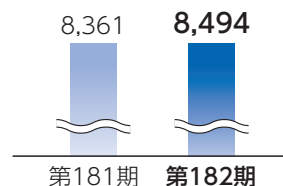
(その他)

	前期 (第181期)	当期 (第182期)	差異
売上高	8,361百万円	8,494百万円	133百万円
営業利益	709百万円	890百万円	181百万円

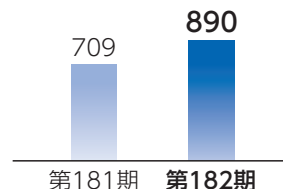
木材事業、古紙卸業、建設業、運送・倉庫業をはじめとするその他事業につきましては、全体的に厳しい受注環境下でありましたが、木材事業の外部受注が増加したことにより増収となりました。損益面においては、各種コストダウン等の効果により増益となりました。

(その他)

(売上高) (百万円)



(営業利益) (百万円)



(2) 設備投資の状況

当期において実施いたしました設備投資の主なものは、次のとおりであり、総額16,230百万円となりました。

区分	工事名	会社名、工場名等
① 完成工事 (当期に完成した主要設備)	原木クレーン更新工事	Alberta-Pacific Forest Industries Inc. (カナダ アルバータ州) (紙パルプ事業)
② 継続中工事 (当期において継続中の主要設備の新設、拡充)	6号抄紙機段ボール原紙製造対応工事	当社新潟工場 (紙パルプ事業)
	回収ボイラー熱回収設備導入工事	Alberta-Pacific Forest Industries Inc. (カナダ アルバータ州) (紙パルプ事業)

(3) 資金調達の状況

当期においては、各種設備投資等を含め前年額と同水準の投資を実施したほか、自己株式取得により100億円を支出しましたが、前期末の金融機関休業日要因による当期の運転資金の減少や、グループ内資金の有効活用を進めた結果、当期末の有利子負債残高は、前期末比28億円減少し1,068億円となりました。

(4) 前中期経営計画「V-DRIVE」(2017年4月1日～2020年3月31日)及び前長期ビジョン「Vision 2020」の結果及び振り返り

当社グループは、「Vision 2020」の最終ステップとして2017年に中期経営計画「V-DRIVE」を策定し、基本方針として「海外事業拡大」、「工場競争力再強化」、「連結経営体制基盤強化」を掲げ、事業活動を推進してまいりました。

「海外事業拡大」については、海外子会社の業容拡大及び輸出の増加により、海外売上高比率は31%に達しました。加えて、新たにベトナムのホーチミンに駐在員事務所を開設し、チップの調達環境及び紙製品の市場調査・情報収集等を開始いたしました。

「工場競争力再強化」については、塗工紙生産の競争力強化を目的とした設備投資、プラスチック代替カップ原紙の販売拡大等を推進するとともに、2020年4月より、新たに新潟工場において段ボール原紙事業を開始いたしました。

「連結経営体制基盤強化」については、2018年の社名変更にあわせ、新たに「グループ企業理念」、「グループ行動規範」を制定し、当社グループが一体となって事業活動を推進いたしました。国内においては、連結経営・ガバナンス会議（現：連結経営内部統制会議）、海外においては、海外グループ・ガバナンス会議を定期開催し、加えてグローバル管理室によるグループ経営強化の取り組み等を実施いたしました。

あわせて当社は、環境経営を積極的に推進し、日本経済新聞社が実施した「企業の環境経営度調査」において、紙パルプ業界では3年連続で首位を獲得するなど、ハイレベルな環境経営を実現しました。また、FSC認証紙など環境配慮型製品のラインナップの拡充、新素材「パンセ」の開発などSDGsに貢献する魅力ある商品も提案・提供してまいりました。

これらの取り組みを着実に進め「Vision 2020」で2020年に目標とした企業イメージの事業を展開した結果、連結売上高は2,646億円、営業利益は112億円、経常利益は過去最高の156億円を記録いたしました。

(5) 対処すべき課題

【事業環境認識】

世界経済は、米中貿易摩擦や新型コロナウイルス感染症の影響による世界的な経済活動の急速な悪化により、今後の見通しが非常に難しくなっております。国内紙パルプ産業については、これらの世界的な経済の悪化に加え、情報メディアの電子化等による印刷・情報用紙の需要減少により、一段と厳しい事業環境になってきております。

【中長期的な会社の経営戦略】

当社グループは、このような事業環境認識を踏まえ、新たに長期経営ビジョン「Vision 2030」及び「中期経営計画 2023」を策定いたしました。

長期経営ビジョン「Vision 2030」

当社グループは、2011年5月に長期ビジョン「Vision 2020」を策定し、2020年に目標とする企業イメージに沿ったグローバル企業への展開を図り、一定の成果を得ることができました。更なるグローバル企業としての持続的な成長を目指し、新たに長期経営ビジョン「Vision 2030」を策定いたしました。

1. 基本方針

変動の大きい事業環境下において、コンプライアンスを遵守し、ガバナンスの有効な経営を進め、環境に配慮した事業活動を通じて、高品質かつコスト競争力の高い商品とサービスを開発し提供することで、全てのステークホルダーと共に持続的な成長を目指す。

2. 名称 Vision 2030

3. 期間 2020年4月1日～2030年3月31日(10年間)

4. 2030年に目標とする企業グループイメージ

- 環境経営を基軸として、持続可能な社会の発展に貢献する企業グループ
- 多様な労働力と最新技術を活用し、時代に適応した新たな事業領域に挑戦する企業グループ
- 夢・希望・誇りが持てる働きがいのある企業グループ

「中期経営計画 2023」

長期経営ビジョン「Vision 2030」の企業グループイメージ実現に向けた第一ステップとして、「中期経営計画 2023」を策定いたしました。

1. 名称 中期経営計画 2023

2. 期間 2020年4月1日～2023年3月31日(3年間)

3. 連結経営指標(2022年度)

売上高：	2,800億円
営業利益：	150億円
経常利益：	200億円
親会社株主に帰属する当期純利益：	150億円
ROE：	7.0%
EBITDA：	350億円

4. 基本方針

■事業ポートフォリオシフト

当社グループの持続的成長を目指し、将来の中核となる新たな事業を国内外で開拓し、従来から進めてきた事業ポートフォリオシフトを加速させる。

■海外事業拡充

海外主力事業を集中的、かつ一括的に管理する体制を整備して、グループ内外の連携を強化し収益力を高めると同時に、M&A等を実行し海外事業の拡大を図る。

■国内事業強化

需要動向に合わせた最適な生産体制の構築、物流改革等の施策を通じて既存事業の収益力を強化すると共に、段ボール原紙事業のコア事業化、紙加工事業のより一層の拡充を図る。

■ガバナンス経営強化

連結経営内部統制会議の開催、グループ統制管理室の機能強化を通じ、内部統制を強化すると共に、監査役室(監査役の補助使用人)を置き、監査役監査の実効性を高める。

■SDGs活動推進

「グループ環境目標2030」達成への取り組み、プラスチック代替材料等の環境配慮型商品の開発、及び働き方改革等を通じて、SDGsに貢献する活動を推進する。

【重点経営課題】**(a) 事業ポートフォリオシフト**

当社は、洋紙事業における国内市場の需要減に対応するため、戦略的な紙パルプ製品の輸出や海外事業の拡大を進めるとともに、新潟工場6号抄紙機を洋紙から段ボール中芯原紙に転抄し、2020年4月より段ボール原紙事業に参入いたしました。段ボール原紙事業については、新潟県内で発生する段ボール古紙を最大限活用し、新潟県内のお客様を中心に販売する「地産地消」戦略を掲げ、お客様へ安定供給を行うとともに、一部は輸出も進めてまいります。あわせて国内外において、当社グループの持続的成長を支える新たなコア事業を開拓し、事業ポートフォリオの転換を推進してまいります。

(b) 海外事業拡充

当社は、カナダにおけるパルプ事業のコスト改善投資、フランスにおけるバッテリーセパレータ生産体制の強化、中国白板紙事業の販売拡大への取り組みを通じて海外事業を拡大してまいりました。これらに加え、本年4月にグローバル事業推進部を設置し、主要な海外事業の管理及び国内外の新規事業を、集中して検討する体制を構築いたしました。海外既存事業については、引き続き収益力を高める投資等を行うとともに、M&A等により、さらに海外事業を拡充してまいります。

(c) 国内事業強化

特殊紙事業については、5G関連機器、スマートフォン、車載機器向け電子部品の搬送に使用されるチップキャリアテープ原紙、水処理分野向けRO膜支持体等の需要が増加しており、生産体制の拡充を進めてまいります。

また、プラスチック代替材料への需要が期待される紙加工事業については、原紙から最終製品まで一貫で生産できる当社グループの強みを活かしてまいります。

さらに洋紙・白板紙を含め、これらの需要動向に最も適した生産体制の構築を進め、物流コストの改善にも継続的に取り組んでまいります。

(d) ガバナンス経営強化

当社グループは、「グループ企業理念」及び「グループ行動規範」を実現することにより、全てのステークホルダーの皆様へ信頼される企業グループとなることを目指し、コーポレートガバナンス強化のための諸施策を継続して進めてまいりました。その一環として、昨年度は全グループ会社を対象とする連結経営・ガバナンス会議を半期毎に開催するとともに、海外グループ会社に対してはフランス、カナダ、中国においてそれぞれ海外グループ・ガバナンス会議を開催し、グループ従業員の意識の向上を図りました。

本年4月からは、内部統制の強化のため、連結経営・ガバナンス会議を「連結経営内部統制会議」として再構成するとともに、監査役の補助使用人として監査役室を設置し、監査役監査の実効性を高めてまいります。

コンプライアンスについては、昨年度は当社及び国内グループ会社を対象に「独占禁止法の遵守」及び「ハラスメントの防止」をテーマとする研修を実施し、基本的な知識と問題発生時の対応(内部通報制度の活用等)について、一層の周知徹底を図りました。当社グループの内部通報制度は消費者庁所管の「内部通報制度認証」(自己適合宣言登録制度)に登録されており、研修等による高いコンプライアンス意識の醸成と内部通報制度が相互に機能するコンプライアンス体制を構築しております。

さらに、本年4月には、当社グループの経営リスクを回避若しくは最小化することを目的として、当社CEO直属のチーフ・リスクマネジメント・オフィサー(CRO)を新設しました。CROのイニシアチブの下、リスクマネジメント体制を強化してまいります。

(e) SDGs活動推進

当社グループは、持続的な企業価値向上を図るため、国連が提唱するSDGs(持続可能な開発目標)の内容を踏まえ、永続的かつ実効性の高いCSR活動を展開しております。2019年度については、SDGsの17の目標のうち、当社グループは10の目標をCSR活動と連動して取り組んでまいりました。特に、環境問題に対しては、新たに「グループ環境目標2030」を制定し、地球温暖化対策、森林管理・育成、資源活用・リサイクル、廃棄物対策、環境法令の遵守・排出管理、環境配慮型製品・技術の各々について2030年までの目標を定め、取り組みをスタートいたしました。

また、経済産業省が主導している「健康経営」を実践している企業の1社として「健康経営優良法人2020(大規模法人部門)」に認定されました。安全衛生については、グループ安全衛生基本方針を策定するとともに、中期安全目標を掲げ、ISO45001の取得を目指すなど新たな安全衛生活動に取り組めます。

これらの取り組みを重点とした施策を通じて、SDGsに貢献し企業価値の向上に努めてまいります。

(6) 財産及び損益の状況の推移

区分	第179期 (2017年3月期)	第180期 (2018年3月期)	第181期 (2019年3月期)	第182期(当期) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	262,398	269,099	275,807	264,618
営業利益 (百万円)	12,900	11,414	10,130	11,208
経常利益 (百万円)	14,055	13,907	13,015	15,652
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	10,380	10,327	9,155	8,072
1株当たり当期純利益 (円)	55.09	54.68	48.44	43.45
総資産 (百万円)	362,205	366,447	368,082	344,731
純資産 (百万円)	181,034	191,977	192,861	180,861

(注) 第180期の総資産は、「[税効果会計に係る会計基準]の一部改正」の適用に伴い、当該会計基準等を遡って適用しております。

(7) 重要な子会社の状況

① 重要な子会社の状況

(2020年3月31日現在)

会社名	本社所在地	資本金	議決権比率	主要な事業内容
北越紙販売(株)	東京都千代田区	1,300百万円	100.0%	紙、板紙、加工品の販売
Alberta-Pacific Forest Industries Inc.	カナダアルバータ州	288百万カナダドル	100.0	パルプの製造・販売
江門星輝造紙有限公司	中国広東省	192百万米ドル	※100.0	白板紙の製造・販売
北越パッケージ(株)	東京都中央区	481百万円	100.0	紙加工品の製造・販売
北越物流(株)	新潟県新潟市	249百万円	100.0	運送・倉庫業
(株)北越エンジニアリング	新潟県新潟市	150百万円	100.0	建設業、機械製造・販売、営繕
北越パレット(株)	東京都中央区	405百万円	100.0	木材製品の製造・販売

(注) ※印は、子会社を通じた間接所有を含む比率です。

② 特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(8) 主要な事業内容

(2020年3月31日現在)

事業名	事業内容
①紙パルプ事業	紙・パルプ製品の製造販売
②パッケージング・紙加工事業	紙器・液体容器等の製造販売、ビジネスフォーム等の各種印刷製品の製造販売、DPS（データプロセッシングサービス）事業等
③その他	木材事業、古紙卸業、建設業、運送・倉庫業等

(9) 主要な支社・営業所及び工場

① 当社

(2020年3月31日現在)

本店	新潟県長岡市西蔵王三丁目5番1号
東京本社	東京都中央区日本橋本石町三丁目2番2号
支社・営業所	大阪支社（大阪府吹田市） 名古屋営業所（愛知県名古屋市） 新潟営業所（新潟県新潟市）
工場	新潟工場（新潟県新潟市） 紀州工場（三重県南牟婁郡紀宝町） 関東工場（千葉県市川市・茨城県ひたちなか市） 長岡工場（新潟県長岡市） 大阪工場（大阪府吹田市）
研究所	（新潟県長岡市）

② 重要な子会社

前記の「(7) 重要な子会社の状況①重要な子会社の状況」をご参照ください。

(10) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

(2020年3月31日現在)

セグメント	従業員数	前期末比増減
紙パルプ事業	3,495人	5名増
パッケージング・紙加工事業	485人	20名減
その他	708人	11名減
合計	4,688人	26名減

② 当社の従業員の状況

(2020年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
1,633人	18名増	42歳11ヶ月	19年0ヶ月

(11) 主要な借入先の状況

(2020年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	百万円 17,326
(株) みずほ銀行	8,568
農林中央金庫	6,466
(株) 北越銀行	6,300
(株) 第四銀行	5,300

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、国際的なネットワークを有する三菱商事株式会社との間で、原材料の調達や国内外紙販売に関する協業等を目的とした業務提携契約を2006年7月21日付で締結し、同社の取引基盤を活用してグローバル化を拡大してまいりました。業務提携の目的に照らし一定の成果を果たせたことに加え、紙パルプ産業のグローバル化の進展に伴う急激な事業環境の変化に柔軟かつ迅速に対応するため、2019年7月20日付の契約期間満了をもって同社との業務提携を解消いたしました。

2 会社の株式に関する重要な事項 (2020年3月31日現在)

(1) 株式数 発行可能株式総数 500,000,000株
 発行済株式総数 168,475,621株
 (自己株式19,577,493株を除く)

(2) 株主数 12,192名

(3) 大株主

株主名	所有株式数 千株	持株比率 %
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	10,890	6.46
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	9,968	5.92
三菱商事株式会社	6,808	4.04
北越コーポレーション持株会	6,023	3.58
川崎紙運輸株式会社	5,920	3.51
損害保険ジャパン日本興亜株式会社	4,499	2.67
株式会社第四銀行	4,317	2.56
株式会社北越銀行	4,315	2.56
美須賀海運株式会社	4,080	2.42
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	3,989	2.37

(注) 1. 損害保険ジャパン日本興亜株式会社は、2020年4月1日をもって損害保険ジャパン株式会社に変更しております。
 2. 当社は自己株式19,577千株を所有しておりますが、大株主からは除外しております。
 3. 持株比率は、自己株式数を控除して算出しております。

(4) その他株式に関する重要な事項

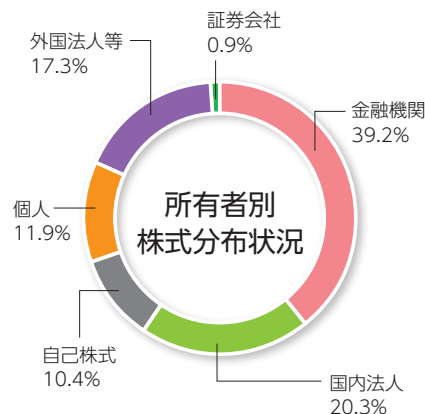
当社は、2020年2月21日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、2020年2月26日から2月27日までに、取得し得る株式の総数23,000,000株（上限）、取得価額の総額14,000,000,000円（上限）で自己株式を取得することを決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、今回取得する自己株式の全数を消却することを決議しました。取得及び消却の状況は以下の通りです。

①自己株式の取得

対象株式 : 当社普通株式
 株式の総数 : 21,210,700株
 株式の取得価額の総額 : 10,096,293,200円
 取得日 : 2020年2月26日

②自己株式の消却

対象株式 : 当社普通株式
 株式の総数 : 21,210,700株
 消却日 : 2020年3月16日



3 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

(2020年3月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役社長 CEO	岸本 哲夫		
常務取締役	川島 嘉則	特殊紙事業本部長	東拓（上海）電材有限公司 董事長
常務取締役	山本 光重		江門星輝造紙有限公司 董事長
取締役	関本 修司	物流企画本部長 兼 物流企画部長 兼 段ボール事業部担当（同部長）	
取締役	近藤 保之	経営戦略室、経理管理部担当	星輝投資控股有限公司CHAIRMAN
取締役	若本 茂	技術開発本部長 兼 安全統括部、環境統括部担当 兼 技術開発部長	MC北越エネルギーサービス(株) 代表取締役社長
取締役	大塚 裕之	洋紙事業本部 新潟工場長	
取締役	栗林 雅之	特殊紙事業本部 長岡工場長	(株)ニッカン 代表取締役社長
取締役	立花 滋春	洋紙事業本部長 兼 営業支社担当	
社外取締役	岩田 満泰		一般財団法人 経済産業調査会 理事長
社外取締役	中瀬 一夫		
常勤監査役	堀川 淳一		
常勤監査役	真島 馨		
社外監査役	糸魚川 順		学校法人聖路加国際大学 理事長 学校法人立教女学院 理事長
社外監査役	渡邊 啓司		(株)朝日工業社 社外取締役 (株)青山財産ネットワークス 社外取締役 SBI インシュアランスグループ(株) 社外取締役 (株)うかい 社外取締役

- (注) 1. 取締役岩田満泰氏及び中瀬一夫氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役糸魚川順氏及び渡邊啓司氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 監査役堀川淳一氏及び真島馨氏は、当社内の経理部門の業務経験を、社外監査役糸魚川順氏は、金融機関及び大学における豊富な経験を、社外監査役渡邊啓司氏は、公認会計士として培われた豊富な経験と専門の知見をそれぞれ有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 4. 取締役岩田満泰氏及び中瀬一夫氏並びに監査役糸魚川順氏及び渡邊啓司氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員に指定しております。
 5. 当社は各社外役員との間で、その任務を怠ったことにより、会社に損害を与えた場合において、善意かつ重大な過失がないときは、会社法第427条第1項及び定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を法令が規定する額まで限定する契約を締結しております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

区分	支給人員	基本報酬	賞与	ストック・オプション	合計
取締役 (うち社外取締役)	13名 (2名)	222百万円 (26百万円)	46百万円 (一百万円)	32百万円 (一百万円)	300百万円 (26百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	35百万円 (9百万円)	(一百万円) (一百万円)	(一百万円) (一百万円)	35百万円 (9百万円)
合計	17名	257百万円	46百万円	32百万円	336百万円

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役の使用人分の給与は含まれておりません。
 2. 当事業年度末現在の取締役の人数は11名(うち社外取締役2名)、監査役の人数は4名(うち社外監査役2名)であります。
 3. 取締役の報酬限度額は、2016年6月28日開催の第178回定時株主総会において年額5億4千万円以内とご承認いただいております。
 4. 監査役の報酬限度額は、2011年6月24日開催の第173回定時株主総会において年額7千2百万円以内とご承認いただいております。
 5. 上記のほか、当事業年度において、社外役員が当社の子会社から受けた役員報酬等の総額は、0百万円であります。

(3) 社外役員に関する事項

① 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会出席率	監査役会出席率	主な活動状況
社外取締役	岩田 満泰	93.3% (14回/15回)	—	当事業年度開催の取締役会において、社外取締役として他の取締役から独立した客観的視点で議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外取締役	中瀬 一夫	100% (15回/15回)	—	当事業年度開催の取締役会において、社外取締役として、企業経営経験者としての高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	糸魚川 順	93.3% (14回/15回)	100% (14回/14回)	当事業年度開催の取締役会及び監査役会において、主に金融機関及び大学における豊富な経験と企業経営経験者としての高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
社外監査役	渡邊 啓司	86.7% (13回/15回)	100% (14回/14回)	当事業年度開催の取締役会及び監査役会において、公認会計士としての高い見識から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

② 主要取引先等特定関係事業者との関係

上記の4名は該当する事実はありません。

4 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額 83百万円

② 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 92百万円

- (注) 1. 当社監査役会は、会計監査人の過年度の監査実績及び報酬額の推移、当事業年度の監査計画、監査予定時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会社法第399条第1項の同意を行いました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等を含めております。
3. 当社の重要な子会社のうち、江門星輝造紙有限公司は、当社会計監査人と同一のネットワークに属しているKPMG中国の法定監査を受けております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である、株式売出しに係るコンフォートレター作成業務を委託し、対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当したと合理的に判断されるときは、監査役全員の同意により、会計監査人を解任します。

また、監査役会は会計監査人の適格性、独立性を害する事由等の発生により、会計監査人が適切に職務を遂行することが困難と判断した場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任の議案の内容を決定いたします。

○以上の事業報告は、次により記載されております。

1. 百万円単位で記載した金額は、百万円未満切り捨てにより表示しております。
2. 千株単位で記載の株式数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結計算書類

連結貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	137,679	流動負債	71,531
現金及び預金	21,383	支払手形及び買掛金	19,360
受取手形及び売掛金	50,078	電子記録債務	6,317
電子記録債権	6,427	短期借入金	19,338
商品及び製品	29,200	コマーシャル・ペーパー	7,000
仕掛品	2,429	リース債務	288
原材料及び貯蔵品	22,722	未払法人税等	1,086
その他	5,445	未払消費税等	892
貸倒引当金	△6	賞与引当金	2,757
固定資産	207,051	役員賞与引当金	94
有形固定資産	127,390	環境対策引当金	330
建物及び構築物	31,767	災害損失引当金	214
機械装置及び運搬具	62,715	植林引当金	177
工具、器具及び備品	1,240	設備関係支払手形	2,642
土地	22,514	その他	11,030
リース資産	104	固定負債	92,337
使用権資産	2,317	社債	30,000
建設仮勘定	4,251	長期借入金	48,460
山林	2,480	リース債務	1,744
無形固定資産	2,984	繰延税金負債	435
投資その他の資産	76,675	環境対策引当金	803
投資有価証券	70,366	事業構造改善引当金	197
長期貸付金	206	植林引当金	375
退職給付に係る資産	2,109	退職給付に係る負債	7,266
繰延税金資産	1,840	資産除去債務	2,441
その他	4,577	その他	612
貸倒引当金	△2,425	負債合計	163,869
資産合計	344,731	純資産の部	
		株主資本	178,533
		資本金	42,020
		資本剰余金	45,341
		利益剰余金	100,879
		自己株式	△9,708
		その他の包括利益累計額	1,650
		その他有価証券評価差額金	2,159
		繰延ヘッジ損益	21
		為替換算調整勘定	337
		退職給付に係る調整累計額	△868
		新株予約権	81
		非支配株主持分	596
		純資産合計	180,861
		負債・純資産合計	344,731

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 連結損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		264,618
売上原価		213,143
売上総利益		51,474
販売費及び一般管理費		40,266
営業利益		11,208
営業外収益		
受取利息及び配当金	1,124	
持分法による投資利益	4,580	
その他	1,633	7,338
営業外費用		
支払利息	654	
その他	2,240	2,894
経常利益		15,652
特別利益		
固定資産売却益	56	
投資有価証券売却益	897	
持分変動利益	48	
退職給付信託設定益	4,874	
受取保険金	719	
その他	23	6,620
特別損失		
固定資産除売却損	1,751	
減損損失	6,382	
災害による損失	675	
固定資産圧縮損	57	
投資有価証券売却損	0	
投資有価証券評価損	27	
関係会社出資金売却損	666	9,561
税金等調整前当期純利益		12,711
法人税、住民税及び事業税	2,210	
法人税等調整額	2,398	4,609
当期純利益		8,101
非支配株主に帰属する当期純利益		28
親会社株主に帰属する当期純利益		8,072

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別計算書類

貸借対照表 (2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
資産の部		負債の部	
流動資産	97,861	流動負債	62,301
現金及び預金	11,262	買掛金	11,154
受取手形	475	電子記録債務	4,439
売掛金	42,857	短期借入金	18,734
商品及び製品	21,615	コマースャル・ペーパー	7,000
仕掛品	1,875	リース債務	1
原材料及び貯蔵品	11,009	未払金	808
前払費用	417	未払費用	4,375
短期貸付金	7,308	未払法人税等	456
その他	1,038	未払消費税等	528
固定資産	162,664	預り金	8,920
有形固定資産	89,228	賞与引当金	1,270
建物	21,317	役員賞与引当金	46
構築物	1,919	環境対策引当金	41
機械及び装置	44,451	災害損失引当金	214
車両運搬具	15	設備関係支払手形	2,402
工具、器具及び備品	558	設備関係未払金	1,748
土地	16,112	その他	156
リース資産	1	固定負債	83,216
建設仮勘定	3,160	社債	30,000
山林	1,691	長期借入金	48,245
無形固定資産	769	リース債務	0
借地権	563	退職給付引当金	1,232
ソフトウェア	106	環境対策引当金	25
その他	99	事業構造改善引当金	197
投資その他の資産	72,666	関係会社事業損失引当金	1,228
投資有価証券	14,750	資産除去債務	1,398
関係会社株式	40,847	繰延税金負債	581
出資金	3	その他	306
関係会社出資金	656	負債合計	145,518
長期貸付金	20,748	純資産の部	
長期前払費用	64	株主資本	114,643
前払年金費用	1,515	資本金	42,020
差入保証金	240	資本剰余金	45,435
その他	860	資本準備金	45,435
貸倒引当金	△7,021	利益剰余金	36,677
資産合計	260,526	利益準備金	2,260
		その他利益剰余金	34,416
		特別償却積立金	100
		固定資産圧縮積立金	1,712
		別途積立金	35,547
		繰越利益剰余金	△2,944
		自己株式	△9,490
		評価・換算差額等	283
		その他有価証券評価差額金	268
		繰延ヘッジ損益	14
		新株予約権	81
		純資産合計	115,008
		負債・純資産合計	260,526

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

■ 損益計算書 (2019年4月1日から 2020年3月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		174,709
売上原価		148,935
売上総利益		25,773
販売費及び一般管理費		22,779
営業利益		2,994
営業外収益		
受取利息及び配当金	6,792	
その他	1,797	8,589
営業外費用		
支払利息	369	
その他	1,389	1,759
経常利益		9,824
特別利益		
固定資産売却益	41	
投資有価証券売却益	864	
関係会社事業損失引当金戻入額	170	
退職給付信託設定益	4,874	
受取保険金	312	6,264
特別損失		
固定資産除売却損	1,097	
災害による損失	343	
関係会社株式評価損	1,536	
関係会社貸倒引当金繰入額	6,998	
関係会社出資金売却損	666	
その他	39	10,682
税引前当期純利益		5,407
法人税、住民税及び事業税	569	
法人税等調整額	2,105	2,674
当期純利益		2,732

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

北越コーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 徹 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 純 一 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、北越コーポレーション株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、北越コーポレーション株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結

計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月22日

北越コーポレーション株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 三 浦 洋 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 田 中 徹 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 木 村 純 一 ㊟
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、北越コーポレーション株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第182期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第182期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員としての地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月25日

北越コーポレーション株式会社 監査役会

常勤監査役 堀川 淳 一 ㊟

常勤監査役 真島 馨 ㊟

監査役 糸魚川 順 ㊟

監査役 渡邊 啓 司 ㊟

(注) 監査役 糸魚川順及び監査役 渡邊啓司は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株主メモ

事業年度	毎年4月1日～翌年3月31日	公告方法	電子公告 http://www.hokuetsucorp.com/koukoku.html
剰余金の配当基準日	3月31日（中間配当 9月30日）		やむを得ない事由により電子公告をすることができない場合は、新潟市において発行する新潟日報及び東京都において発行する日本経済新聞に掲載いたします。
定時株主総会	毎年6月		
単元株式数	100株		
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社		

株式に関するお問い合わせ先

証券会社等の口座に記録された株式（一般口座）	特別口座に記録された株式
お取引の証券会社等	みずほ信託銀行 証券代行部にお問い合わせください。

- 特別口座の口座管理機関 東京都中央区八重洲一丁目2番1号
みずほ信託銀行株式会社
(郵便物送付先) 〒168-8507
東京都杉並区和泉2-8-4
みずほ信託銀行株式会社 証券代行部
(電話) 0120-288-324（フリーダイヤル）

○単元未満株式【買増制度】【買取制度】のご案内

当社は、単元未満株式について【買増制度】（1単元（100株）未満の株式を所有されている株主様が、1単元にするために不足分を買い増すことができる）と、【買取制度】（1単元未満の株式を所有されている株主様の株式を当社が買取、処分することができる）を導入しております。お手続きにつきましては、上記お問い合わせ先にご連絡ください。

○上場株式等の配当金に係る税金についてのご案内

2013年12月31日をもって上場株式等の配当等に係る軽減税率が廃止され、2014年1月1日以降に支払開始日を迎える上場株式等の配当等の税率は本則税率となります。また、2013年1月1日から2037年12月31日までの25年間は、復興特別所得税として基準所得税額に対して2.1%を乗じた金額が課税されます。

なお、2014年から2037年までの間の上場株式等の配当等に関する具体的な税率は、所得税・復興特別所得税15.315%、住民税5%、合計20.315%となります。

（上記税率は源泉徴収が行われる場合の税率です。なお、内国法人の場合は住民税が徴収されません。詳細につきましては、所轄の税務署等にお問い合わせください。）

本報告書は、当社キンマリSW64.0g/m²を使用しております